

# 産婦健康診査の費用の助成を始めます

出産後間もない時期のお母さんの体と心の健康状態を守るために産婦健康診査への助成を開始します。

## 1 対象となる方

えりも町に住所を有し、平成31年4月2日以降に出産を予定している方



## 2 助成対象となる産婦健康診査について

### 【時期・回数】

出産後概ね2週間と1か月に各1回

※ 受診票の使用期限は、出産後8週間未満です。

※ 使用期間であっても健診日にえりも町に住民票がない場合は、受診票を使用することはできません。

### 【内容（5項目）】

受診票に記載されています、①問診、②診察、③体重・血圧測定、④尿検査、⑤エジンバラ産後うつ質問票の5項目

※ 赤ちゃんの健康診査は助成の対象外です。

## 3 助成を受ける方法と助成額について

### 【助成額】

受診票1枚につき5,000円を助成

受診票は、妊娠届出時や妊娠中に当町に転入された時に発行いたします。

産婦健康診査受診時に、母子健康手帳と受診票を医療機関（産婦人科外来等）の窓口にご提出ください。5,000円を超える費用は、自己負担となります。

※ ただし、上記健診内容の5項目を実施していない医療機関では、受診票を使用することができません。受診票が使用できるかどうかは、医療機関にお問い合わせください。なお、浦河赤十字病院は、受診票を使うことができます。

※ 産婦健康診査の受診時期、予約等については、医療機関とご相談ください。

※ 受診票の出生届出日及び電話番号は、ご自身での記入をお願いします。

※ 受診結果は、医療機関から当町へ報告されます。

※ 道外の医療機関では、受診票を使用することができません。道外で産婦健康診査（5項目）を受ける予定のある方は、償還払いで対応いたします。産婦健康診査を受けられる前に、下記までお問い合わせください。

**お問い合わせ** えりも町保健福祉課保健予防係 ☎01466-2-4630